平成２４年（フ）第９７３号
京都市伏見区鍛冶屋町965番地
債務者　本多　卓爾
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
兵庫県尼崎市神崎町40番１―110号
債務者　大西いずみ（旧姓前田・利川）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７８号
兵庫県西宮市樋之池町27番59号
債務者　福岡　耕平
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０３号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目11番19―305号
債務者　藤田　繁雄
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目２番15―207号
債務者　原川　龍男
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
奈良市生琉里町194番地の２
債務者　杉本　宏美（旧姓奥西）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５３号
奈良市大安寺５丁目４番12―308号
債務者　後藤千代子（旧姓西口・中村）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６６号
奈良県大和郡山市筒井町884番地１　ヴィエンシャトレー小池606号
債務者　宮川昌三こと　崔　　昌善（旧姓林・鳩山）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２７２号
奈良市学園中５丁目705番地の４　418号
債務者　和田　豊彦
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
鳥取県米子市上福原７丁目７番18号
債務者　岩﨑　重利
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７１号
広島県尾道市防地町21番11号
債務者　神原　功文
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
広島県三原市宗郷４丁目８番13号
債務者　奥　　可織
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
山口県萩市大字江向306番地
債務者　濱野　龍夫
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２２６号
愛媛県松山市西長戸町888―１、住民票上の住所愛媛県今治市桜井４丁目６番16号　桜井浜第２団地Ｂ１―502号
債務者　田窪早智子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８号
愛媛県松山市祓川１丁目４番39号
債務者　川口　昌子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６３号
松山市畑寺２丁目３番30号
債務者　正岡　晋次
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８０号
愛媛県松山市竹原３丁目５番12号　ハーモニーワン村口301号
債務者　高木　美穂
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部